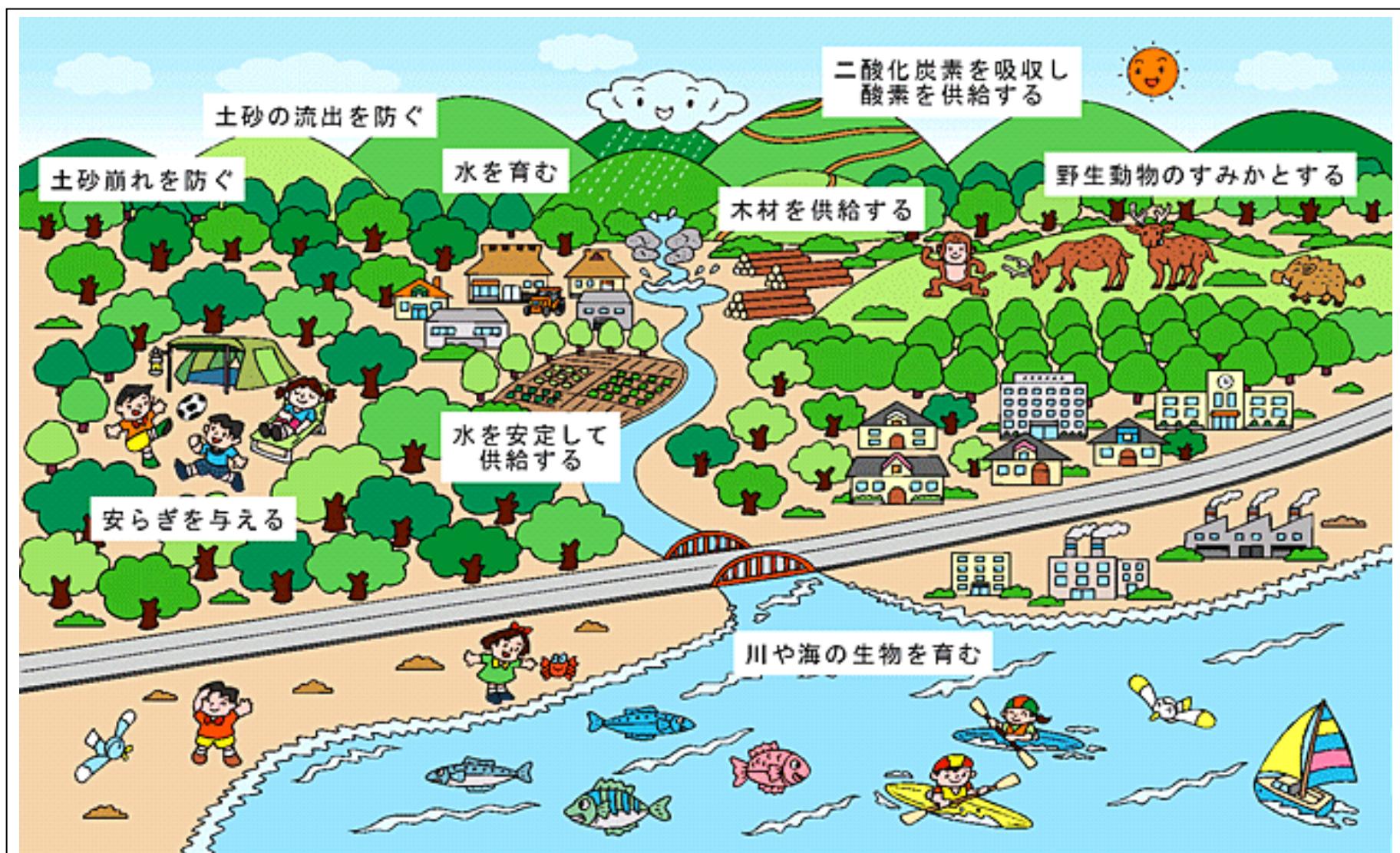


日本における森林整備の意義

国土の3分の2を占める森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的な利用の場の提供、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の様々な機能の発揮を通じて私たちの暮らしと深く結びつき、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」である。 (森林整備保全事業計画 平成21年4月24日閣議決定)



地球環境と森林

森林の多様な機能

森林の提供する「無料」のサービスの経済的な価値を評価することは、あらためて私たちの受けている恩恵を実感することでもある。

林野庁では国内の森林の持つ木材生産機能以外の「公益的機能」を総額 39 兆 2000 億円に相当するという試算を行っている。

洪水調節、渇水緩和に対する機能をはじめ、周辺地域の気温の変化を和らげ、適宜な湿度を保つとともに、大気の浄化、騒音、風、雪、霧などを防ぐフィルターの機能も有している。

さらに、野生生物の生息地としても重要である。

現代社会では私たちに心のうるおいを与え、重要な教育・レクリエーションの場でもあるなど、私たちの身近な暮らしに密接したさまざまな機能を有している。

森林は地球環境の重要な構成要素であり、地球規模での気候の安定化への寄与は計り知れない。

健全な森林では、表土土壤により水の浸透効果が高く、河川の流量を安定化させて洪水を防止、土砂の崩壊や土壤の流出が防止される。雨水に含まれている塵や窒素、リンを濾過・吸収し水質を浄化する。

このように森林は渇水の緩和と水質の浄化を通じて水資源を涵養する機能がある。森林は「緑のダム」などと喩えられる。

公共建築物の木造化①

公共建築物木材利用促進法

平成22年 5月26日公布

平成22年10月 1日施行

狙い；地球環境に対して森林の担う役割は大きい。木を使うことにより森を育していく事が求められている。

一方、これまでの公共建築物は木造率が低く、林業の活性化、需要拡大のためには、まず国が率先して木材利用につとめ、地方公共団体や企業等にも国の方針に即して取り組んでもらうことにより、一般建築物、木質バイオマスを含め、幅広く木材需要の拡大を目指す。



国の主な責務

- ・自ら率先して公共建築物における木材の利用につとめる
- ・建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずる。
- ・木材の利用促進に関する国民の理解を深めるよう努める。
- ・住宅、工作物、木質バイオマスの利用促進に必要な措置を講ずるよう努める。

公共建築物の木造化②

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針①

公共建築物における木材利用の促進の意義

- 現状 木造率（7.5%）が低く、潜在的需要拡大が期待
- 意義 木の良さを実感する機会を幅広く提供可
公共建築物での木材利用の取り組み状況等の情報発信
により、木材の特性・利用の意義について国民の理解を
醸成
- 効果 公共建築物の木材利用の拡大という直接効果に加え、
住宅等の建築物、工作物、木製品、エネルギー利用の
拡大という波及効果を期待
- 基本的方向
非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換
公共建築物については可能な限り木造化、または内装等
の木質化を図る



公共建築物の木造化③

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針②

法律の対象建築物

国または地方公共団体が整備する全ての建築物

民間事業者等が整備する施設

学校などの文教施設

老人ホーム、保育所、福祉ホームなどの社会福祉施設

病院または診療所

体育館、水泳場などの運動施設

図書館、青年の家などの社会教育施設

鉄道の駅など公共交通機関の旅客施設

高速道路などのサービスエリア等の休憩所



地域交流施設 クローバー (JR生山駅)

日南町

公共建築物の木造化④

公共建築物における木材の利用促進法に関する基本事項③

低層の公共建築物は積極的に木造化を促進する

建築基準法等において耐火建築物とすること等が求められないもの

留意事項 木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討

対象外 災害応急対策活動に必要な施設等

* 1 3階建ての木造の学校、延べ面積3,000m²を超える建築物にかかる規制の見直しに該当する公共建築物についても、積極的に木造化を促進

* 2 建築基準法等において耐火建築物とすること等が求められる公共建築物であっても、技術開発の推進やコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化に努める。



県営住宅（夕日丘団地）

境港市

公共建築物の木造化^⑤

公共建築物における木材の利用促進法に関する基本事項④

国の目標

- | | |
|-------|--|
| 木造化 | 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物は、原則として全て木造化を図る |
| 木質化 | 高層、低層に関わらず、直接または報道機関等を通じて、間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を促進 |
| 備品等 | 机等の備品、コピー用紙等の消耗品の利用を促進 |
| バイオマス | 公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合、木質バイオマス燃料の導入に努める |
| 調達木材 | グリーン購入法基本方針に基づき、原則として全て間伐材または合法木材を調達 |



公共建築物の木造化^⑥

公共建築物における木材の利用促進法に関する基本事項⑤

コスト面での考慮事項

次の3点を総合的に判断しつつ、木材利用を推進

- ① 部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図る
 - ② 建設コストのみならず維持管理、解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討
 - ③ 利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮
-
- ・備品や消耗品についても、購入コストや、木材利用の意義・効果等を総合的に判断
 - ・木質バイオマスを燃料とする暖房器具・ボイラーの導入に当たっては、導入・燃料調達・維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮



道の駅「大山恵みの里」

大山町

公共建築物の木造化⑦

公共建築物における木材の利用促進法に関する基本事項⑥

地方公共団体の役割（求められるもの）

都道府県・市町村方針の作成

学校教育・社会福祉教育等関連政策との調和・連携

広域的視点に立った木材の効果的・安定的供給体制の整備

森林の適正な整備の推進

民間事業者に対する公共建築物への木材利用を呼びかけ

目標は可能な限り具体的に



大山まきばミルクの里

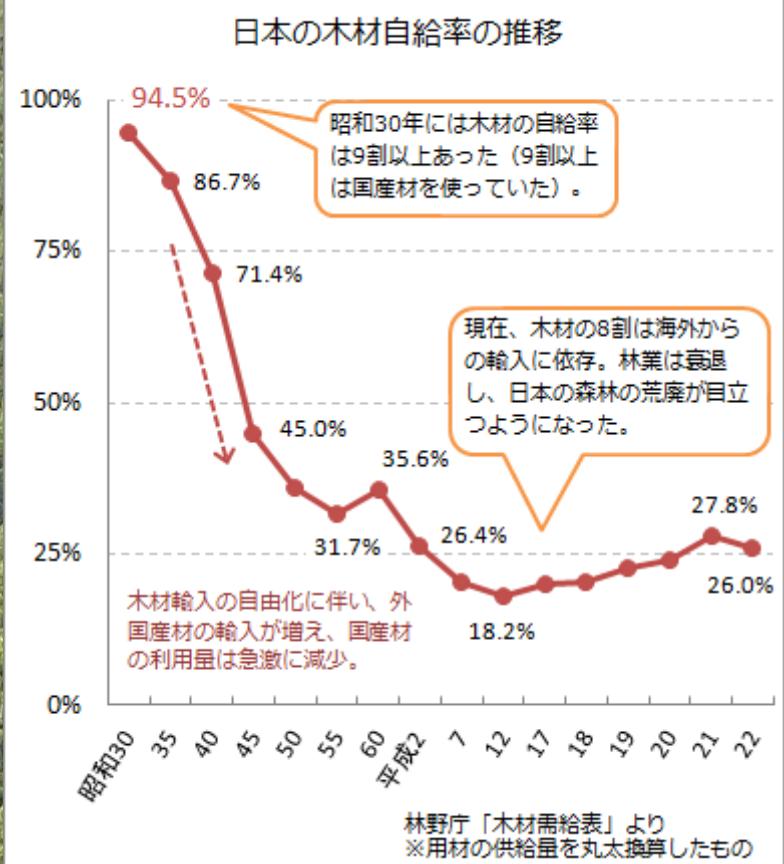
伯耆町

森林の現状

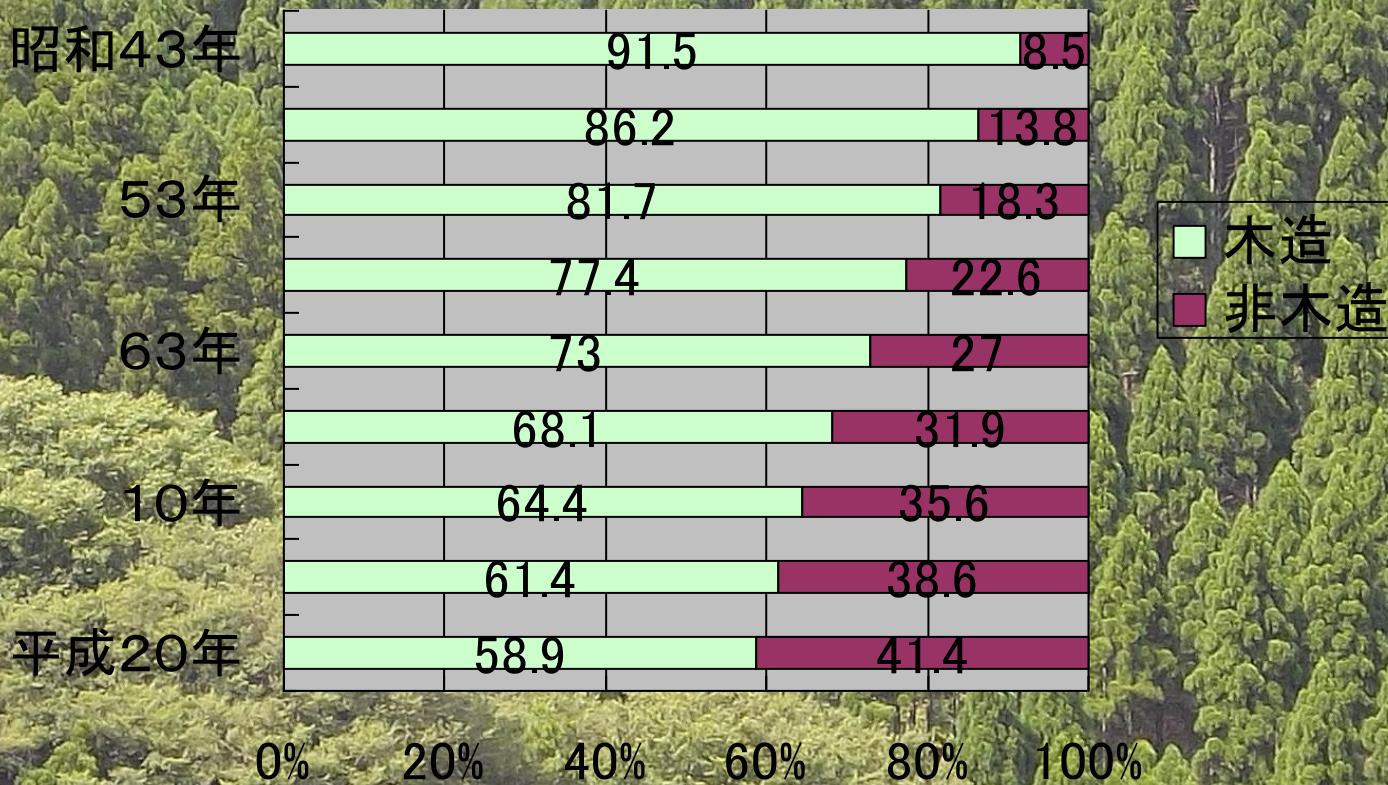
昭和39年の「木材完全自由化」以降、木材自給率は激減した。また、住宅建築に関し、非木造化が進んだことからも国内産木材の需要が落ち込み、林業経営意欲が落ち込んでいる。

一方、当地域の人工林では、林齢が高齢に偏り、緊急的課題を呈している。

木材輸入自由化と木材自給率

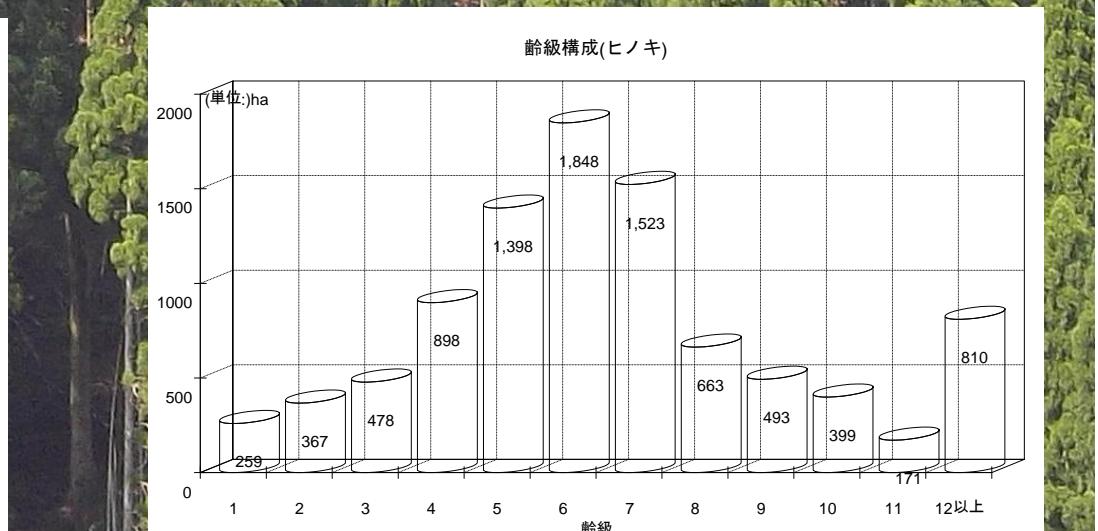
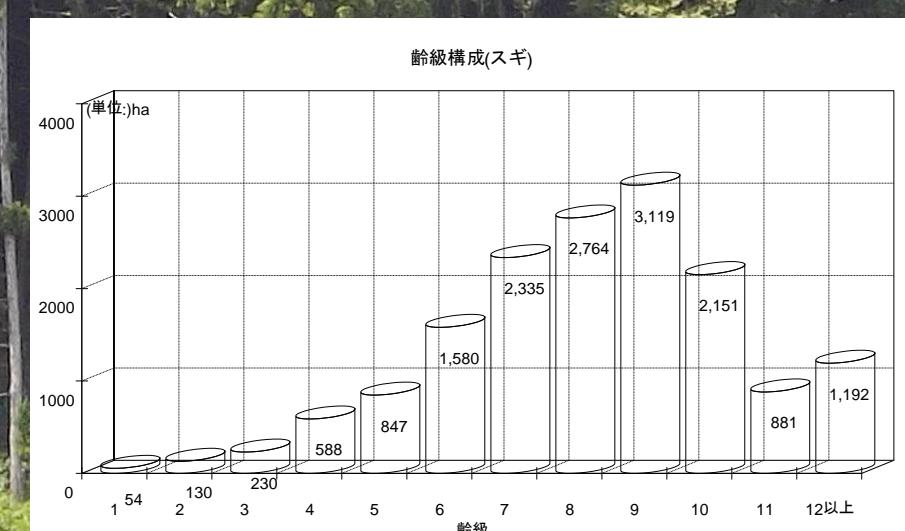


住宅の構造別の割合の推移



日野郡内森林の高齢化

内閣府「住宅土地統計調査」より



緑の産業再生プロジェクト（鳥取県）①

鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金造成事業

1 事業の目的・概要

鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金は、鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業の財源として取崩し充当するもので、緑プロ事業は、鳥取県緑の産業再生プロジェクト協議会が策定した計画に基づき、林業事業体等の協議会会員が行う間伐、路網整備、県産材の利用拡大のための施設整備等の取組みへの支援を実施し、本県の間伐等森林整備の推進と森林・林業産業の活性化を図ることを目的としている。

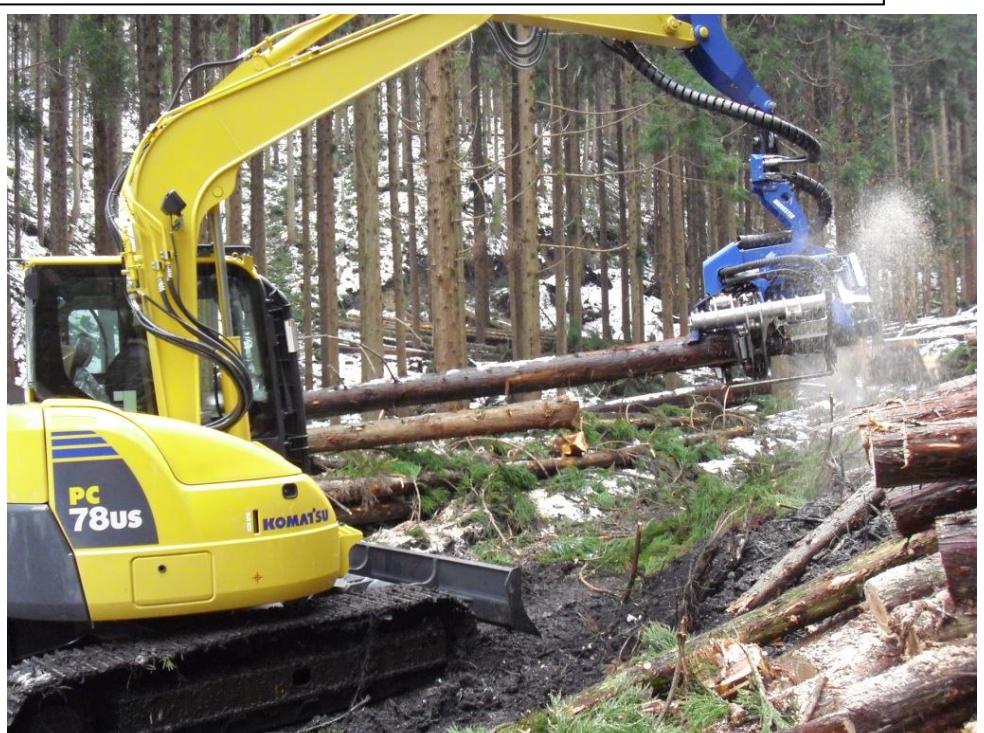
今回、国の東日本大震災のための復興木材安定供給等対策（第3次補正）により交付金の追加交付がなされ、鳥取県においても基金の積立金を増額。

2 基金の概要

今回積立額 4,947,000 千円（事業年度平成 24 年度～平成 26 年度）

緑プロメニューの内の「復興木材安定供給等」を重視した下記の事業に対して交付される。

- ・地域協議会の運営、調査、計画作成等
- ・間伐等
- ・林内路網の整備
- ・森林境界の明確化
- ・高性能林業機械等の整備
- ・木材加工流通施設の体制整備
- ・バイオマス関連施設の体制整備
- ・森林・林業人材育成加速化事業



緑の産業再生プロジェクト（鳥取県）②

(参考) 平成 21 年度から平成 23 年度までの積立及び執行状況

既積立額執行額

当初積立額 4,017,000 千円

H21 年度執行分 905,643 千円

第 1 回追加積立額 343,000 千円

H22 年度執行分（見込含む）2,372,148 千円

第 2 回追加積立額 650,000 千円

H23 年度執行分（見込含む）1,647,429 千円

運用益（H21～H23）14,206 千円（見込含む）

計 積立額 5,024,206 千円 執行済み額 4,925,220 千円

※既積立額と執行済額の差額は 98,986 千円

<これまでの取り組みに対する評価>

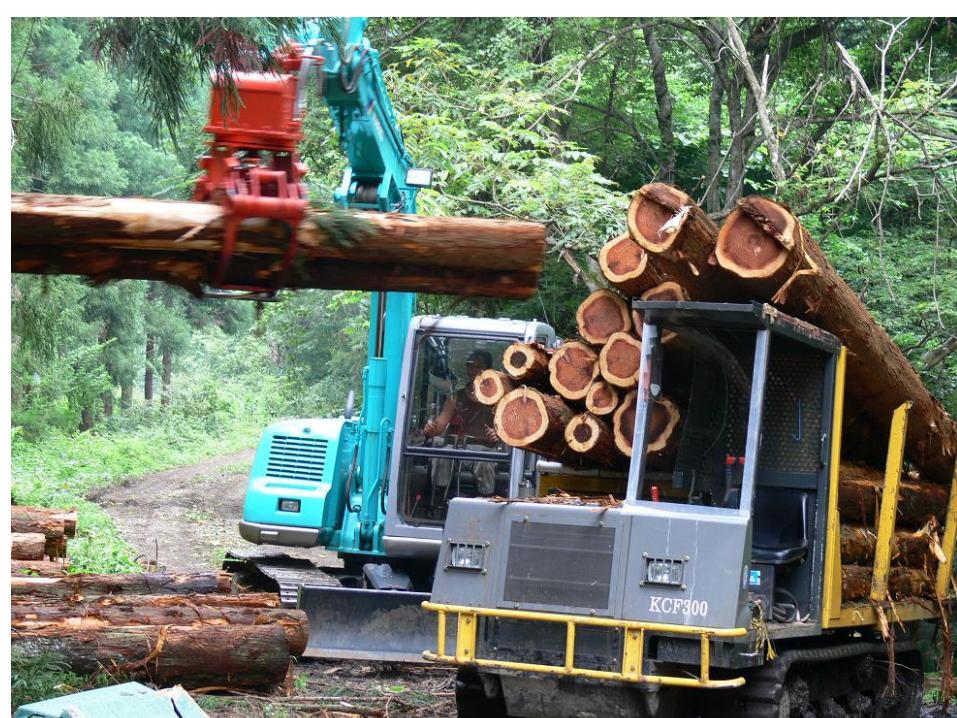
○ 本事業により、路網や機械化など森林施業の基盤整備が図られると共に製品開発や県産材を利用した木造公共施設など利用拡大施策を併せて推進。

○ 低コスト林業施策のこれまでの施策の効果として、

・作業道延長の増加 H20 実績・・ 59km/年

H21 実績・・ 133km（前年までの平均比 225%増）

H22 実績・・ 178km（前年比 134%増）



緑の産業再生プロジェクト

平成21年度～平成23年度

3年間の総事業費

123,844 百万円

目的

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出、利用の一貫した取り組みによる間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めることとして設立された

内容

京都議定書の森林吸収目標の達成に向け間伐の促進を図る。そのため、間伐の促進と間伐材の有効利用のために、林内路網の整備、高性能林業作業機械が必要。あわせて、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材安定供給維持のためのシステム構築など総合的取り組みに対する支援

平成24年度～平成26年度

3年間の総事業費

139,946 百万円

目的

東日本大震災の本格的な復旧・復興に向け緊急に必要となる木材の安定供給を全国的に取り組むもの。

内容

復興に伴い必要となる木材の安定供給を全国的に取り組むもので、各都道府県に設置されている森林整備加速化・林業再生基金の仕組みを活用する。
間伐等、路網整備、森林境界明確化、里山再生計画、構成の林業作業機械導入、木材加工流通施設整備、木質バイオマス利用施設整備などの事業を実施する